PIGEON CORPORATION
最終更新日:2015年5月13日
ピジョン株式会社
代表取締役社長 山下 茂
問合せ先:経営企画本部長 松永 勉
証券コード:7956
http://www.pigeon.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社はステークホルダー(株主、顧客、取引先、従業員、社会等)のそれぞれの信頼を獲得し、企業としての継続的成長のため、経営目標の達成に向けたコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みを実施しております。
当社は監査役会設置会社であり、現在(コーポレート・ガバナンス報告書提出日現在)の取締役会は社外取締役1名を含む9名で構成されております。また、当社の監査役は4名(うち、社外監査役は2名)となっております。当社は取締役会、監査役会制度に加え、取締役社長を議長とする経営会議、内部監査制度により、コーポレート・ガバナンスを構築しております。取締役会は経営環境の変化に迅速かつ適切に対応し、永続的な成長と確固たる経営基盤の確立のために経営の意思決定を合理的かつ効果的に行うことを目指しております。また、経営の意思決定・監督機能(ガバナンス)と業務執行の相互連携を図るとともに取締役の業務執行責任を明確化することを目的として、平成24年4月26日付で従来の執行役員制度に加え委任型執行役員制度を導入し、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実に取り組んでおります。取締役会は、社外取締役および社内、社外双方の監査役の活発な意見を引き出す運営を行い、業務執行の管理監督機能を強化しております。社外取締役は、当社の経営戦略に対する助言等を行い、意思決定の客観性およびコーポレート・ガバナンスの向上のための役割を担っております。社外監査役2名を含む4名の監査役は、監査の方針、業務の分担等に従い取締役会等重要会議への出席、取締役からの聴取や重要決議書類等の閲覧、業務および財産の状況の調査等により厳正な監督監査を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505041	2,845,800	7.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,442,600	6.02
BBH FOR MATTHEWS ASIA DIVIDEND FUND	2,377,800	5.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,330,500	5.75
仲田 洋一	2,147,268	5.29
BNP PARIBAS SEC SERVICES LUXEMBOURG／ JASDEC／ ABERDEEN GLOBAL CLIENT ASSETS	1,254,600	3.09
ワイ. エヌ株式会社	1,000,000	2.47
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	899,755	2.22
ドイツ証券株式会社	843,096	2.08
HSBC BANK PLC — CLIENTS NONTAX TREATY	756,408	1.87

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	1 月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は親会社および上場子会社は有しておりません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
新田孝之	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
新田孝之	○	独立役員に指定しております。 （重要な兼職の状況） みさき投資株式会社パートナー	経営コンサルティング会社及び投資運用会社における豊富な経験で培った企業経営に関する高い知見を有しており、当社の経営戦略に対する助言と意思決定の客観性、およびコーポレート・ガバナンスの向上に活かしていただけるものと判断し、社外取締役に選任いたしました。 さらに、上場管理等に関するガイドライン3-5.（3）の2に規定する要件および有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号等に規定する要件に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断されることから独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役、内部監査部門および会計監査人は、定期的な報告会のほか必要に応じて随時情報・意見交換を行うなど、相互の連携を図っております。
社外監査役2名を含む4名の監査役会は、監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会等重要会議への出席、取締役からの聴取や重要決議書類等の閲覧、業務および財産の状況の調査等により厳正な監査を実施しております。また、代表取締役と定期的にミーティングを行い、会社の重要な課題等について報告を受けると共に、社内から聴取した情報等について、監査役からフィードバックをする等、意見交換を行っております。また、内部統制につきましては、内部監査部門として監査室（4名）を設置し、年間計画に基づいて当社グループ全体の業務執行が適正かつ効率的に行われているかについての監査を行い、課題解決に向けた継続的な改善提案をトップに進言し、それを受けて改善していくというPDCAサイクルを織り込んでおります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西山　茂	公認会計士													
出澤　秀二	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西山　茂	○	独立役員に指定しております。 （重要な兼職の状況） 早稲田大学大学院教授 三井住友海上火災保険株式会社社外監査役 アステラス製薬株式会社社外監査役	大学院教授および公認会計士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行うなど、社外監査役としての独立的な立場において中立、客観的に職務を適切に遂行していただいております。また、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。 さらに、上場管理等に関するガイドライン3-5.（3）の2に規定する要件および有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号等に規定する要件に該当せず、一般株主と利益相反が

			生じるおそれはないと判断されることから独立役員に指定しております。
出澤　秀二	○	独立役員に指定しております。 （重要な兼職の状況） 出澤総合法律事務所代表弁護士 株式会社ファンコミュニケーションズ社外監査役 株式会社ネクストジェン社外監査役	弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行うなど、社外監査役としての独立的な立場において中立、客観的に職務を適切に遂行していただいております。また、弁護士として法律関係の高度な知識と豊富な経験を有しており、企業法務にも精通されていることから、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。 さらに上場管理等に関するガイドライン3-5.（3）の2に規定する要件および有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号等に規定する要件に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断されることから独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新　3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員（社外取締役1名、社外監査役2名）を全て独立役員に指定しております。

平成27年1月期（平成26年2月1日～平成27年1月31日）における主な活動は以下のとおりです。

西山 茂
当事業年度中に開催された取締役会15回および監査役会7回のすべてに出席し、主要な事業所および子会社への実地調査を行うとともに、主に大学院教授および公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

出澤 秀二
当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に、監査役会7回のすべてに出席し、主要な事業所および子会社への実地調査を行うとともに、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

新田 孝之
平成27年4月28日開催の当社第58期定時株主総会において社外取締役に選任され、就任いたしました。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況　実施していない

該当項目に関する補足説明

計画、業績の推移を勘案し、ストックオプションの実施実績があります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況　個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

第58期（平成27年1月期）における当社の取締役および監査役に支払った報酬等の総額は以下の通りです。
取締役9名 311百万円
監査役4名　54百万円（うち社外監査役2名 13百万円）

報酬の額又はその算定方法の決定方

針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、平成21年４月28日開催の第52期定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額500，000千円（ただし、使用人分給与は含まない）、監査役の報酬限度額を年額100，000千円とする決議をいただいており、その限度額の範囲内で、それぞれの職責に応じた報酬水準としております。
取締役報酬については、業績連動の基本報酬と退職慰労金から構成され、基本報酬の額については、年度ごとの当社グループの連結業績（連結売上高および連結営業利益）を指標とし、その達成度により決定しております。また、取締役に対する退職慰労金については、当社「役員退職慰労金規程」により算出し、平成25年４月25日開催の第56期定時株主総会より贈呈金額を個別に明示した上で議案を付議することとしております。なお、金額の算定方法は同規程に定める基準に従っているため、恣意性が入る余地はありません。
監査役報酬については、平成25年４月25日開催の第56期定時株主総会終結の時より、経営に対する独立性の一層の強化を図ることを目的に退職慰労金制度を廃止し固定報酬のみとしております。なお、社外監査役には、従来より退職慰労金制度はありません。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役に対しては、監査役会等の機会や必要に応じて、常勤監査役から、経営会議の議事内容、内部監査報告会の内容等について説明を行っております。
なお、当社の社内規程において、監査役が監査役の職務を補助すべき使用人を取締役会に要請できる旨が規定されております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

現在の経営体制は取締役９名（うち、社外取締役は１名）、監査役４名（うち、社外監査役は２名）となっております。当社では、経営環境の変化に迅速かつ適切に対応し、永続的な成長と確固たる経営基盤の確立のために経営の意思決定を合理的かつ効率的に行うことを目指しております。また、平成12年より業務執行機能を強化するため業務の執行責任を担う執行役員制度を導入し、さらに平成24年４月には、経営の意思決定・監督機能（ガバナンス）と業務執行の相互連携を図るとともに取締役の業務執行責任を明確化するため、委任型執行役員制度を導入しています。
取締役会は、取締役および執行役員の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役会は、取締役会長を議長として原則毎月開催し、法令、定款および取締役会規則に定めた事項（経営目標、経営戦略など重要な事業執行戦略）について決定を行っております。また、社外取締役および社内、社外双方の監査役の活発な意見を引き出す運営を行い、業務執行の管理監督機能を強化しております。社外取締役は、当社の経営戦略に対する助言等を行い、意思決定の客観性およびコーポレート・ガバナンスの向上のための役割を担っております。また、取締役社長を議長とする経営会議を毎週開催し、現場に立脚した視点で課題の早期解決を図っております。本会議には、監査役も出席し、意見を述べるなど経営監視機能の充実に努めております。社外監査役２名を含む４名の監査役は、監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会等重要会議への出席、取締役からの聴取や重要決議書類等の閲覧、業務および財産の状況の調査等により厳正な監査を実施しております。また、取締役社長と定期的にミーティングを行い、会社の重要な課題等について報告を受けると共に、社内から聴取した情報等について、監査役からフィードバックをする等、意見交換を行っております。また、内部監査機能として、監査室（４名）を設置しております。監査室は年間計画に基づいて、子会社を含む当社グループ全体の各部門に対し内部監査を定期的に実施しております。監査結果については、取締役社長および監査役会へ報告され、評価と継続的な改善提言がPDCAサイクルにより実施されております。
監査役、監査室および会計監査人は、定期的な報告会のほかに必要に応じて随時情報交換、意見交換を行うなど、相互に連携を図っております。当社第58期（平成27年１月期）の会計監査業務を執行した公認会計士は指定社員業務執行社員加藤真美氏、指定社員業務執行社員山本昌弘氏であり、あらた監査法人に所属しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、上場以来、取締役会と監査役会による現在の経営形態により、コーポレート・ガバナンスを強化してまいりました。今日に至るまでこの体制で順調に業績を伸ばしてまいりましたので、この体制は効果的に機能してきたと考えております。なお、当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、企業価値を向上させることを目的として、平成27年４月28日開催の第58期定時株主総会において、新たに社外取締役を１名選任いたしました。社外取締役の新田孝之氏は、経営コンサルティング会社および投資運用会社における豊富な経験で培った企業経営に関する高い知見を有しており、当社の経営戦略に対する助言と意思決定の客観性、およびコーポレート・ガバナンスの向上に活かせるものと判断しております。
さらに、監査役会設置会社として外部からの経営監視機能を果たすため、社外監査役２名を選任しております。日本では会社法上、監査役には、取締役会への出席・意見陳述権限、業務・財産の調査権限など取締役を監査・監督をするための強い権限が付与されており、また、４年の任期が保証されております。
当社の社外監査役は、大学院教授であり公認会計士でもある西山　茂氏と、弁護士である出澤秀二氏であります。両氏は、独立性が高く、また、専門的な知見を背景に、コンプライアンスのみならず、企業価値を高めるためにも職務を遂行しております。具体的には、取締役会に出席し、また、代表取締役その他の取締役と面談するなどして質問や意見を述べ、中立の立場から客観的な視点に基づき、また、株主の視点から、監査役の法的な役割である適法性について監督するにとどまらず、企業価値向上の視点から経営判断に対する妥当性についてのアドバイスをするなど監督機能を十分果たしております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会開催3週間前の発送
招集通知（要約）の英文での提供	当社ホームページに掲載しています。
その他	株主総会開催時間中の託児ルームの設置、当社および東京証券取引所のホームページへの招集通知(日本語・英語)の掲載、株主総会における事業報告のビジュアル化、議決権行使結果の開示、株主総会開催時間中の手話通訳対応

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにてディスクロージャーポリシーを掲載しています。以下URL を ご参照ください。 http://www.pigeon.co.jp/disclosure.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	社長参加の個人投資家向け説明会を年に1～2回不定期に開催し説明会資料をホームページ上に公開しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会は第2四半期および期末時の年2回社長参加にて実施しております。またスモールミーティングや個別ミーティングは随時実施しており、社長が参加する場合もあります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年に数回、国内外において証券会社主催のカンファレンスに参加しており、社長が同席する場合もあります。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページにはIRサイトを作成し、日本語および英語にてIR資料を開示しております。 IR資料として、決算情報（決算短信、決算説明会資料、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会の招集通知、本報告書等）を掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR・広報室を設置しIR活動を推進しております。責任者は執行役員経営企画本部長が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、コンプライアンス（法令および企業倫理の遵守）経営を実践するための普遍的な企業倫理指針を定め、その中に明記しております。＜企業倫理指針＞1. ピジョンは、社是「愛を生むは愛のみ」のもと、企業活動のあらゆる場面において、常に高い倫理観をもち、コンプライアンス重視の経営を推進し、企業としての社会責任を果たします。2. ピジョンは商品およびサービスの提供を通じ、良き企業市民として常に社会との調和を図り、広く社会貢献を推進します。3. ピジョンは、あらゆる企業活動において、限りある地球環境に配慮し、環境対策に積極的に取り組みます。4. ピジョンは、いかなるときも社員の人権・個性を尊重し、差別のない平等で働きがいのある職場環境を確保するとともに、公正な評価による自己実現の場を提供します。5. ピジョンは、企業活動において公正かつ自由な競争を行い、健全なるビジネスの成長を目指します。6. ピジョンは、企業情報および会社資産を適切に管理し、効率的な経営を推進します。7. ピジョンは、株主のみならず広く社会に対してコミュニケーションを図り、企業情報を適時に公開し、透明性の確保に努めます。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループでは筑波事業所および関連会社（PHP兵庫株式会社、PIGEON INDUSTRIES(THAILAND)CO.,LTD.）にてISO-14001（環境マネジメントシステム）を認証取得し環境保全活動を行っています。さらに、広く地球環境への貢献として昭和61年から毎年「赤ちゃん誕生記念育樹キャンペーン」を実施し、これまでに11万本以上の木を植え続けております。その環境貢献度は林野庁より数値化されています。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	上記記述の企業倫理指針に明記しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制システム構築に関する基本方針を決定する。

1. 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役等および使用人の職務執行が、法令・定款に適合することを確保するための体制
(1)当社は社是「愛を生むは愛のみ」および経営理念「愛」のもと「使命」「基本となる価値観」「行動原則」「ビジョン」からなる「Pigeon Way」を策定している。その心と行動の拠り所に基づきコンプライアンス関連規程を定め、当社グループの役員および従業員が法令はもとよりすべての社会規範およびその精神を遵守し、高い倫理観をもって行動するための規範として位置付けている。

(2)当社グループにおけるコンプライアンスを横断的に統括するため、人事総務担当取締役を議長とするコンプライアンス会議(外部弁護士を含む)を設置し、コンプライアンス上の課題を審議するとともに問題点の把握に努める。

(3)社内通報制度として「スピークアップ窓口」、取引先通報制度として「ピジョン・パートナーズライン」を設置し、不正行為の早期発見を図る。社内外で問題が発見された場合には、連絡・相談者の保護に十分配慮した上で、コンプライアンス会議にて対応を検討し、事実関係の調査を実施する。なお、当該内容は、上位会議(経営会議または取締役会)に報告されるものとする。

(4)反社会的勢力との関係排除を行動規範に定め、教育・研修を実施するとともに、不当要求防止責任者の選任など実践的運用のための社内体制を整備し徹底する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理については、人事総務担当取締役が統括し、文書管理規程に従い情報を文書または電磁的媒体に記録し保存する。取締役および監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)当社グループのリスクマネジメント対応を体系的に定めるリスクマネジメント委員会規則に基づき、代表取締役社長のもとに、グループ全体のリスク管理に関する総括責任者としてリスクマネジメント推進委員長をおく。リスクマネジメント推進委員会は当社グループ内のリスクを識別・評価し、その対応策を検討する。なお、海外拠点は地域ごとにリスクマネジメント推進委員会を設置し、リスクの識別・評価および対応策の立案を行う。また、本部長は主管する子会社のリスクを管理する。

(2)リスクカテゴリーごとに責任部署を明確化し、継続的な監視をする。リスクカテゴリーは、「事業リスク」「財務リスク」「ハザードリスク」「コンプライアンスリスク」とする。

(3)内部監査部門は、経営企画担当部門、経理財務担当部門および人事総務担当部門と連携して、各部門のリスク管理の状況を監査する。

(4)大規模災害等、当社グループに対する危機が生じた場合には、事業継続計画(BCP)に基づき速やかに危機対策本部を設置し、損失の極小化および復旧に向けて対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
(1)中期経営計画および単年度の経営計画の策定により、会社として達成すべき目標を明確化し、経営の最重要課題を確実に実行する。

(2)取締役会は、経営の意思決定を合理的かつ効率的に行うとともに、会社は、経営戦略に対する助言と意思決定の客観性およびコーポレートガバナンスの向上を目的として社外取締役を選任する。さらに社外取締役による問題提起を含め社内外の取締役および監査役の活発な意見を引き出す運営を行い、業務執行の管理監督機能を強化する。また、委任型執行役員制度および執行役員制度により経営の意思決定・監督機能と業務執行の相互連携を図るとともに取締役の執行責任を明確化する。

(3)取締役会の機能を強化、充実させるため、全取締役が出席する経営会議を原則として毎週開催し、業務執行および重要施策の意思決定を機動的に行うことにより課題の早期解決を図る。

5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)経営企画担当部門がグループ会社の内部統制および業務執行を統括するとともに、現状の検証を行い、適切な監視体制および報告体制を確保する。なお、子会社管理に関する事項は、関係会社管理規程による。

(2)本部長は、主管する子会社の取締役に対し業務執行状況を適宜確認し、四半期ごとに子会社の業績および業務執行状況を当社の取締役会に報告する。

(3)監査役は、定期的に子会社取締役による業務執行状況を監査するほか、子会社監査役との連携により内部統制の整備および運用状況を監視する。なお、当社および子会社の監査役は必要に応じて監査役連絡会を実施する。

(4)内部監査部門は、当社グループ全体の業務執行の適法性、効率性の実施状況を監査する。

(5)財務報告の信頼性および適正性を確保するため、当社およびグループ会社は金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の確保に努め、全社レベルで統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努める。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性および監査役の指示の実効性に関する事項
監査役の求めに応じて補助者を置くものとし、補助者を置いた場合の当該補助者の人事については監査役の意見を尊重する。また、監査役の補助者への指示は取締役から独立して行われるものとし、補助者は監査役の指示に基づきその業務を行う。

7. 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役・監査役等および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1)取締役および使用人は、監査役に対して、法定の事項以外に当社および当社グループに重大な影響をおよぼす事項、内部監査の状況、スピークアップ窓口による通報状況をすみやかに報告する。

(2)監査役は、取締役会のみならず経営会議に出席し、審議事項に関して必要があるとき、または求めに応じて意見を述べることができる。

（3）取締役会および経営会議の議事の経過の要領および結果は、都度、経営企画担当部門より監査役に通知される。

（4）当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社グループに著しい影響を及ぼす事項、当社グループに著しい損害を及ぼす事項またはコンプライアンス上重要な事項について、スピークアップ窓口を通じて直接監査役に報告することができる。なお、報告者に対して不利益な取り扱いを行わないものとする。

（5）会社は、監査役または監査役会から監査役の職務の執行について生じた合理的な費用または償還の請求があった場合はすみやかに処理をするものとする。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
社外監査役には主に公認会計士または弁護士等の財務、法務など企業活動に対する見識豊富な人材を登用し、監査役監査の環境充実を図るとともに、内部監査部門との連携により適切で効果的な監査業務の遂行を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関係排除を行動規範に定め、教育・研修を実施するとともに、不当要求防止責任者の選任など実践的運用のための社内体制を整備し徹底する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、平成20年3月6日開催の取締役会において、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の会社の支配に関する基本方針（以下【本基本方針】といいます。）を定め、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとして、平成20年4月28日開催の第51期定時株主総会の決議により承認を得て、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下【本プラン】といいます。）を導入しておりましたが、法制度の改正等により株式の大規模買付行為に関する手続が一部整備された状況も勘案し、中期経営計画を着実に実行していくことこそが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に繋がるものと判断し、平成23年3月7日開催の取締役会の決議により、平成23年4月27日開催の第54期定時株主総会終結の時をもって本基本方針を廃止し、本プランは有効期限が満了いたしました。
なお、当社は、本プランの有効期間満了後も引き続き、当社株式の取引や異動の状況を把握し、万一大規模買付行為を行う者（以下【大規模買付者】といいます。）が出現した場合、当社の社外監査役および社外専門家等の意見等を慎重に考慮のうえ、当該大規模買付者の提案内容の評価を行い、必要に応じて当該大規模買付者との交渉を行うものとしております。さらに、もし速やかな措置を講じなければ、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損する恐れがあると合理的に判断されるときには、株主の皆様から経営を負託された当社取締役会の当然の責務として、大規模買付者に対して情報開示を積極的に求め、株主の皆様が適切な判断を行うための情報と時間の確保に努めるとともに、必要に応じて会社法、金融商品取引法その他関係法令の許容する範囲内において最も適切と考えられる具体的な対抗策の要否および内容等を速やかに決定し、実行する措置を講じることにより、当社の企業価値および株主共同の利益の確保に努めてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

■内部統制システムの整備の状況
当社は、平成18年5月22日開催の取締役会において、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合す
ることを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム基本方針）について決議いたしました。当社取締役会は、本方針について適宜見直しを行い継続的な改善を図っております。また金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の構築およびその他の対応につきましては、監査室および経理財務本部その他関係部門が連携して活動しております。
当社は、社長のもとに設置された「リスクマネジメント推進委員会」の下に以下の関連委員会を配備しております。
・コンプライアンス会議
・情報セキュリティ委員会
・個人情報保護委員会
・QC会議

■リスク管理体制の整備の状況
当社グループのリスクマネジメントは、社長のもとに設置された「リスクマネジメント推進委員会」により運営されております。当社グループを取り巻くさまざまなリスクを「事業リスク」、「財務リスク」、「ハザードリスク」、「コンプライアンスリスク」として位置づけ、リスクマネジメント体制を強化しております。また、大規模災害等、当社グループに対する危機が生じた場合には、損失の極小化および復旧に向けて対応することを目的として、速やかに危機対策本部を設置できるように実効性のある体制を構築しております。「リスクマネジメント推進委員会」は、人事総務本部担当取締役を委員長、各本部長を委員として半年に1回または必要に応じて開催しております。また、同委員会で識別・評価された当社グループを取り巻くさまざまなリスクの内容およびその対応策は毎年取締役会へ報告されます。さらに海外におけるリスクについてもグローバルな視点で識別・評価、対応策の立案を行っております。さらに、コンプライアンスについては「コンプライアンス会議」、情報セキュリティについては「情報セキュリティ委員会」、個人情報については「個人情報保護委員会」、品質管理については「QC会議」をそれぞれ設置し、活動内容と方針が「リスクマネジメント推進委員会」へ報告されております。

■コンプライアンス
当社グループのコンプライアンス体制は、私たちの“心”と“行動”の拠り所であり、すべての活動の基本となる『Pigeon Way』のもと「コンプライアンス会議」によって運営されております。また、コンプライアンス経営を実践するための普遍的な企業倫理指針を定めております。さらに企業倫理指針に基づき、当社グループ社員一人ひとりが、すべての法令、社会規範およびその精神を遵守し、より高い倫理観をもって誠実に行動する行動規範を宣言し、ステークホルダーからの厚い信頼を得るための指針としております。このように当社グループでは、企業の理念と経営者の価値観をグループ会社のすべての社員に伝え続けることが重要であると考え、代表取締役はじめ役員全員が率先垂範してその精神の徹底を図ることとしております。連結子会社に対しては、経営企画本部が監視、報告体制確保という観点から現状を検証することが可能な体制を整備し、グループ横断的な対応をしております。また、コンプライアンスの教育についてはe-ラーニング、海外グループ会社における企業倫理教育の実施などにより実効性を高めております。さらに、日常の業務に関係して発生すると思われるコンプライアンスに関する内容を取り上げ、その考え方、対応方法等を理解する目的で、全社員に向け「ピジョンコンプライアンス通信」を月1回、配信しております。これと併せ、コンプライアンスに対する社員の認知度を把握し、今後の教育の参考とする目的で、アンケート形式で回答する「コンプライアンスセルフチェック」も実施し、全社員の理解度を調査いたしております。また、年1回、管理職を対象としたコンプライアンス自主点検を実施し、管理職は、自部署でのコンプライアンスミーティングを開催するなど職場での啓発に努めております。そのモニタリング結果は毎年取締役会および監査役会に報告されます。さらに、社内通報制度として「スピークアップ窓口」を、取引先通報制度として「ピジョン・パートナーズライン」を設置しております。社内外で問題が発見された場合には、その連絡者・相談者の保護を十分に配慮した上で、コンプライアンス会議にて対応を検討し、事実関係の調査を進めるなど、問題点の早期解決を図る体制を整えております。また、必要に応じて顧問弁護士の助言を得て、適法性にも留意しております。

■個人情報および情報セキュリティ
当社グループは商品、サービス、情報をお客様にお届けする上で情報セキュリティと個人情報保護を重要課題の一つとして位置付け、その管理強化に取り組んでおります。個人情報については「個人情報保護委員会」、情報セキュリティについては「情報セキュリティ委員会」を定期的に開催
し社内管理体制を整備しております。なお、個人情報の保護体制については、平成17年7月に「プライバシーマーク制度」を運営する財団法人日本情報処理開発協会より、JIS Q 15001:1999「個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項」（現JIS Q 15001:2006個人情報保護マネジメントシステム）に準拠して個人情報を適正に取り扱っている事業者であることの証として「プライバシーマーク」の付与認定を受け、平成19年、平成21年、平成23年および平成25年にその認定を更新しております。

■IR活動
IR活動においては、年2回の決算説明会、中期経営計画説明会、事業・新商品説明会やホームページの充実（日本語版、英語版）、個人投資家向け説明会、さらに社長による国内外IR活動などを通して経営内容の透明性、信頼性を高める目的で、機関投資家をはじめ株主の皆様に対してのIR活動を積極的に推進し、迅速かつ正確な情報開示に努めております。

■適時開示体制の概要

1. 適時開示に係わる社内体制
当社グループの情報開示に対する基本的な考え方をまとめた「ディスクロージャー・ポリシー」を制定し、当社ホームページ等において公表しています【http://www.pigeon.co.jp/disclosure.html】。
加えて、本ポリシーの精神を実現するべく、当社グループに関する重要な財務的・社会的・環境的側面の情報（以下【経営関連情報】という）の公正かつ適時・適切な開示が行われるよう、当社グループにおいて「ディスクロージャー規程」を制定しております。

・ディスクロージャー規程の目的
本規定は、ピジョングループに関する重要な財務的・社会的・環境的側面の情報の公正かつ適時・適切な開示方針を定めることにより、証券取引に関連する法令及び証券取引所の諸規則を遵守することに加え、株主・投資家、地域社会をはじめとするあらゆるステークホルダーの当社グループに対する理解を促進し、その適正な評価に資することを目的とする。
ディスクロージャー規程に基づき、当社グループにおける経営関連情報の報告体制を構築しております。また連結子会社に関する経営関連情報については、各社規程に基づき、各社から当社への経営関連情報の報告体制を構築しております。

＜ディスクロージャー規程＞
[1]当社グループに関する重要な情報を、その内容や重要性により「法令開示情報」「個別開示情報」「その他の重要な情報」に分類し、経営関連情報として定義する。

[2]四半期ごとの決算発表、役員人事、その他当社グループに係わる重要な情報の開示に関しては取締役会決議後速やかに情報開示を行う。尚、情報開示に関する主管は経営企画本部IR・広報室が担当する。

[3]ディスクロージャー・ポリシーの精神に則った経営関連情報の開示統制手続きを定めている。法令開示情報については原則として、東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に従い、同取引所が運営する「適時開示情報伝達システム【TDnet】」において開示し、その上で遅滞なく報道機関への発表及びその他法令・諸規則の定める開示手続きを行う。
尚、当該情報は、開示後速やかに当社ホームページに掲載する。

[4]特定の第三者のみへの経営関連情報の開示を原則として禁じ、もしそのような開示が行われた場合は、遅滞なく当社ホームページにその内容を掲載するなどの方法により、当該情報の開示を行うことを定める。

[5]各四半期の終了日から当該四半期の業績の発表日までの間を沈黙期間とし、当該四半期の決算に関する対外的コメント及び問合せへの回答は原則として行わないこととする。

2. 適時開示に係わる社内体制のチェック機能
・当社では内部監査部門として、当社の内部統制の整備及び内部監査を所轄する監査室を設置し、グループ各社の内部統制の整備及び内部監査体制の向上を図っています。

・株主・投資家、地域社会をはじめとするあらゆるステークホルダーへの公正かつ適時・適切な会社情報の開示が行われているかどうかを検証するために、当社グループにおける情報開示プロセスに係わる内部統制について監査室が定期的に内部監査を実施しています。内部監査の結果は取締役社長及び監査役会へ報告されております。

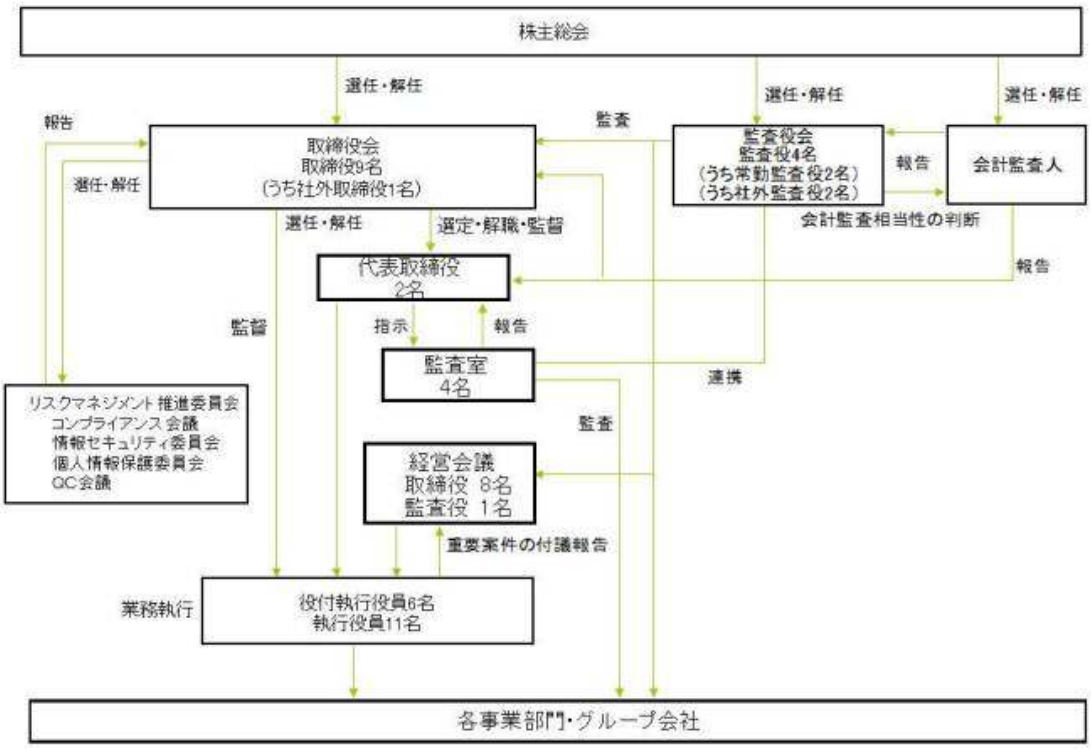
株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
報告
監査
取締役会
取締役9名
(うち社外取締役1名)
監査役会
監査役4名
(うち常勤監査役2名)
(うち社外監査役2名)
報告
会計監査人
選任・解任
選任・解任
選定・解職・監督
会計監査相当性の判断
報告
代表取締役
2名
監督
指示
報告
監査室
4名
連携
リスクマネジメント推進委員会
コンプライアンス会議
情報セキュリティ委員会
個人情報保護委員会
QC会議
監査
経営会議
取締役 8名
監査役 1名
重要案件の付議報告
業務執行
役付執行役員6名
執行役員11名
各事業部門・グループ会社